

新宿区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱

平成27年11月17日

(27新福障経第1485号 福祉部長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者(以下「障害者」という。)に対して自動車運転免許取得等に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、もって、障害者の社会活動の促進と福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 自動車運転免許取得等に要する経費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する第一種普通自動車運転免許を取得しようとする者及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第18条の5に規定する総排気量の限定解除の審査を受ける者で、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、区長が特別な事由があると認める者を除き、既にこの事業の助成を受けた者及び第一種普通自動車運転免許を所持する者は除くものとする。

- (1) 身体障害者手帳の障害程度が1級から3級又は愛の手帳の障害程度が1度から4度で、18歳以上の者。ただし、内部機能障害については4級以上、下肢又は体幹機能障害については、5級以上で歩行が困難な者
- (2) 道路交通法第96条第1項に規定する運転免許試験の受給資格を有すること。
- (3) 新宿区の区域内に引き続き3ヶ月以上住所を有すること。
- (4) 本人の住民税所得割額が36万5千円以下であること。(4月から6月までの申請にあっては前年度の住民税所得割額)
- (5) 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない者

(助成対象経費)

第3条 自動車運転免許等取得に要する経費の助成対象となる経費は、第2条に規定する第一種普通自動車運転免許の取得又は限定解除に要する経費のうち、入所料、技能、学科教習及び教材費に相当する経費とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額(この額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。

ただし、助成対象者の前年の所得税額に応じて次表の所得階層区分ごとに定める額を限度とする。

免許の種類	住民税所得割額	助成限度額(円)
第1種普通自動車 運転免許	非課税	164,800
	42,000円以下	144,200
	42,000円を超え 365,000円以下	123,600
総排気量等の限定解除	365,000円以下	20,600

(助成の申請)

第5条 受給資格者が、自動車運転免許等の取得に要する経費の助成を受けようとするときは、心身障害者自動車運転教習費助成申請書(第1号様式)により、区長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第6条 区長は、前条の申請を受理したときは、受給資格の有無について必要な調査を行い、受給資格があると認めるときは、心身障害者運転教習費助成決定通知書(第2号様式)により、受給資格がないと認めるときは、心身障害者自動車運転教習費助成申請却下通知書(第3号様式)により、当該申請をした者にそれぞれ通知する。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により心身障害者自動車運転教習費助成決定を受けた者(以下「受給者」という。)は第4条に規定する助成金額を心身障害者自動車運転教習費助成金請求書(第4号様式)に自動車教習所の入所証明及び第3条に規定する経費を支払ったことを証する書類を添えて請求するものとする。

2 受給者は、誓約書(第5号様式)を提出するものとする。

(助成金の支払)

第8条 区長は、前条第1項の規定により請求を受けたときは、内容を審査し助成金を一括して支払うものとする。

(受給資格の消滅)

第9条 受給資格は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (3) 免許取得を放棄したとき。

2 前項により受給資格の消滅したときは、区長は、心身障害者自動車運転教習費助成資格消滅通知書(第6号様式)により通知する。

(助成金の返還)

第10条 偽りその他不正の手段により助成金を受給した者があるときは、区長は、その者の受給資格を取消し、既に支給された助成金を返還させることができる。

(届出)

第11条 ~~受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、心身障害者自動車運転教習費助成資格変更届・消滅届(第7号様式)により速やかにその旨を区長に届出なければならない。~~

- ~~・住所を変更したとき。~~
- ~~・第9条各号に該当したとき。~~

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附則(平成元年3月30日63新保管第2222号)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則(平成2年7月2日2新保管第642号)

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附則(平成3年3月29日2新保管第2456号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則(平成10年3月17日9新福障第1613号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成11年2月5日11新福障第1537号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成11年3月31日11新福障第1876号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成13年10月2日13新福障第841号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成15年2月19日14新福障第2008号）

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附則（平成20年10月3日20新福障経第1058号）

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

附則（平成27年12月17日27新福障経第1682号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。